

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の公布による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条 立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当の不支給) 第24条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第24条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 第24条の5第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第24条の5 退職手当管理機関は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職又は死亡したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る	(期末手当の不支給) 第24条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第24条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 第24条の5第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第24条の5 退職手当管理機関は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職又は死亡したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る

犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)及び(3) ……略……

2 ……略……

3 退職手当管理機関は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第5号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 第1項第1号の定めにより一時差止処分を受けた者（前条第1項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第3号において同じ。）が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(5) ……略……

4～6 ……略……

犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)及び(3) ……略……

2 ……略……

3 退職手当管理機関は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第5号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 第1項第1号の定めにより一時差止処分を受けた者（前条第1項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第3号において同じ。）が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(5) ……略……

4～6 ……略……

第2条 立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に	第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に

係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) ……略……

2～4 ……略……

5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) ……略……

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) ……略……

6～10 ……略……

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 17 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が

係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) ……略……

2～4 ……略……

5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) ……略……

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) ……略……

6～10 ……略……

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 17 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が

支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び(3) ……略……

2～6 ……略……

（退職をした者の退職手当の返納）

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮刑以上の刑に処せられたとき。

支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び(3) ……略……

2～6 ……略……

（退職をした者の退職手当の返納）

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) ……略…… 2～6 ……略…… (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第20条 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 ……略……	(2)及び(3) ……略…… 2～6 ……略…… (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第20条 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 ……略……
---	---

第3条 立川市表彰条例（昭和35年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(適用の除外) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の2から第5条までに規定する<u>表彰の対象者</u>であっても、この条例を適用しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) ……略……	(適用の除外) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の2から第5条までに規定する<u>該当者</u>であっても、この条例を適用しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) ……略……

第4条 立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(欠格事項) 第4条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その身分を失う。 (1)～(3) ……略…… (4) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 2 ……略……	(欠格事項) 第4条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その身分を失う。 (1)～(3) ……略…… (4) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 2 ……略……

第5条 立川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報リスト（旧個人情報（旧実施機関又は旧受託者にあつては公文書（旧条例第2条第5号に定める公文書をいう。）に記録されているものに、指定管理者にあつては公の施設の管理業務に関するものに限る。以下同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の当該旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。 5 前項に規定する者が、その職務上又は業務上知り得た旧個人情報	附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報リスト（旧個人情報（旧実施機関又は旧受託者にあつては公文書（旧条例第2条第5号に定める公文書をいう。）に記録されているものに、指定管理者にあつては公の施設の管理業務に関するものに限る。以下同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の当該旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。 5 前項に規定する者が、その職務上又は業務上知り得た旧個人情報

(個人の秘密に属する事項が記録された個人情報リストに係るものを除く。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 6 第4項に規定する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条に規定する職員を除く。)が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前にその職務上又は業務上知り得た個人の秘密を、前条の規定の施行後に漏らしたときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は300,000円以下の罰金に処する。 7及び8 ……略……	(個人の秘密に属する事項が記録された個人情報リストに係るものを除く。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。 6 第4項に規定する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条に規定する職員を除く。)が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前にその職務上又は業務上知り得た個人の秘密を、前条の規定の施行後に漏らしたときは、1年以下の<u>懲役</u>又は300,000円以下の罰金に処する。 7及び8 ……略……
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。